

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	36 協定届の事業所毎の届出の一括化
2. 既存の制度・規制等によって I C T 利活用が阻害されている事例・状況	法定の労働時間を超えて労働（法定時間外労働）を行う場合、または、法定の休日に労働（法定休日労働）行う場合には、あらかじめ労使で書面による協定を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出ることが必要となっている。しかし、労働組合と一括で締結した労使協定を、各事業所の所轄官庁毎に届け出る必要があるため、事務作業が膨大になっている。
3. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	労働基準法 36 条
4. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	協定内容が同じ事業所については、行政機関間の情報連携により、本社管轄の労働基準監督署長への一括届出で済むようにし、事務作業を簡略化すべきである。